

令和 5 年（行ウ）第 7 号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外 7 名

被告 山口県知事 村岡嗣政

準備書面 3

2024 年 12 月 12 日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 田 川 瞳



第 1 政教分離

1 憲法の規定

憲法 20 条 1 項後段は「いかなる宗教的団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と定め、同条 3 項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めている。これは、国から特権を受ける宗教を禁止し、国家の宗教的中立性を明示した規定である。この政教分離を財政面から裏付けているのが「宗教上の組織若しくは団体」に対する公金の支出を禁止する憲法 89 条である。

2 政教分離規定の意義

(1) 日本国憲法において、政教分離原則が定められたのは、大日本帝国憲法の下では神道が事実上国教化され信教の自由が著しく侵害され民主主義が崩壊すると共に、2 千万人以上と言われる死者を出す侵略戦争に至った歴史的経緯にかんがみ、国家と宗教が再び統合・

融合し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（憲法前文）ために、政治と宗教との分離を求めることにより、信教の自由（宗教的人格権）を徹底して保障しようとするものである。

政教分離原則は、「国家と宗教の間に分離の壁を築くことであり、国家の非宗教性・世俗性、国家の宗教的中立性、宗教の私事性を内容とする。それは、信教の自由の確保（宗教的少数者・無宗教者の保護）、精神的自由一般の保障の前提、政治による宗教利用の防止と宗教の純粹さ喪失の防止、政府の破壊の防止の機能を果たす。明治憲法下における国家神道体制が、神權天皇制、軍国侵略主義、排外自民族中心主義と手を携えて日本とアジアの民衆にもたらした恐るべき惨害を想起するとき、日本国憲法で規定された政教分離原則は、歴史的教訓に対する痛烈な反省の所産」なのである（甲 18、12～13頁）。

（2）国家と宗教の分離の原則は、伝統的な人権としての信教の自由と密接不可分の関係にある。したがって、政教分離規定は、当然に、特定の宗教を信じない自由、特定の宗教を受け入れるよう働きかけられない自由、特定の宗教の布教や誘導を受けない自由、宗教的な意味付けや宗教的評価を加えられない自由を保障するものでもある。そのため、政教分離に反する行為を行うことは、個々の信教の自由及び思想良心の自由（憲法 19 条）を侵害する違法なものとなる。

（3）国家と宗教との厳格な分離といっても国家と宗教とのかかわり合いを一切排除する趣旨ではない。国家と宗教との結びつきがいかなる場合に、どの程度まで許されるかということが問題となる。下記第 2 では、この点に関係する判例及びこれに対する学説の展開を踏まえ、本件においていかなる方法で判断すべきかを述べる。

第2 政教分離原則の判断枠組み

1 判例・裁判例

(1) 津地鎮祭訴訟（最高裁1977（昭和52）年7月13日大法廷判決）

三重県津市が、市体育館の建設にあたって、神式の地鎮祭を挙行し、それに公金を支出したことが憲法20条、89条に反するのではないかが争われた事件において、最高裁は、政教分離原則をゆるやかに解しつつ、目的・効果基準を用い、憲法20条3項により禁止される「宗教的活動」とは、宗教とのかかわり合いが国の社会的・文化的諸条件に照らし信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、「相当とされる限度を超えるもの」、すなわち、その「行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」に限られるとし、しかも、その判断は「主催者、式次第など外面的形式にとらわれず、行為の場所、一般人の宗教的評価、行為者の意図・目的および宗教意識、一般人への影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的になされなければならない」とし、神式地鎮祭の目的は、世俗的で、効果も神道を援助、助長したり、他の宗教に圧迫、干渉を加えるものではないから宗教的行事とは言えず、政教分離原則に反しないと判断した。

(2) 箕面忠魂碑訴訟（最高裁1993（平成5）年2月16日判決）

箕面市が小学校の増改築のため、遺族会所有の忠魂碑を別の市有地に移転・再建したところ、その費用及び市有地の無償の使用貸借行為が政教分離原則に反する、また、教育長の慰霊祭への参列が違憲であるとして、参列に要した時間分の給与を市に返還すべきとし

て、それぞれ住民訴訟が提起された。これについては、最高裁は、忠魂碑は戦没者の慰霊・顕彰のための記念碑で宗教的施設ではなく、遺族会も憲法20条1項の「宗教団体」、89条の「宗教上の組織若しくは団体」ではないから、市の行為は違憲ではないとし、慰霊祭に教育長が参列し玉串をささげ焼香したことは、職務に関わる社会的儀礼行為であり、目的・効果基準に照らし「宗教的活動」にあたらないとした高裁判例を支持した。

(3) 自衛官合祀拒否訴訟（最高裁1988（昭和63）年6月1日大
法廷判決）

殉職自衛官の夫を自己の信仰に反して山口県護国神社に合祀されたキリスト教信者の妻が、合祀を推進し申請した自衛隊山口地方連絡部と社団法人隊友会山口県支部連合会の行為は政教分離原則に違反し、亡夫を自己の意思に反して祭神として祀られることのない自由（宗教的人格権）を侵害するとして、損害賠償を請求した事件において、最高裁は、隊友会が単独で行った申請行為に協力した地連の行為は、目的・効果基準に照らし、「宗教的活動」とまでは言えないとし、妻の宗教的人格権を侵害するものではないと判示した。

(4) 岩手靖国訴訟（仙台高裁1991（平成3）年1月10日判決）

岩手県議会が行った靖国神社玉串料の公費支出を争った住民訴訟で、二審の仙台高等裁判所は、「玉串料等の奉納は同神社の宗教上の行事に直接かかわり合いをもつ宗教性の濃厚なものであるうえ、その効果にかんがみると、特定の宗教団体への関心を引き起こし、かつ靖国神社の宗教的活動を援助するもの」と認め、政教分離に反するとした。また、天皇・内閣総理大臣の公式参拝は、「相当とされる限度を超える国と靖国神社との宗教上のかかわり合い」をもたらし、憲法20条3項によって禁止されるので、県議会の公式参拝要

望決議は違法であると判断した。

(5) 愛媛玉串訴訟(最高裁1997(平成9)年4月2日大法廷判決)

愛媛県知事の靖国神社・県護国神社に対する玉串料等の支出を争った住民訴訟で、最高裁は、津地鎮祭判決の目的・効果基準に抛りつつ、玉串料等の奉納は、社会的儀礼とは言えず、奉納者も宗教的意義を有するとの意義を持たざるを得ないもので、県が特定宗教団体とだけ意識的に特別のかかわり合いを持ったことになり、その結果、一般人に対して靖国神社は特別なものの印象を与え、特定宗教への関心を引き起こす効果を及ぼしたとして、「宗教的活動」に当たると判示した。

(6) 内閣総理大臣公式参拝違憲訴訟

小泉純一郎元首相が2001年8月13日以降、靖国神社に公式参拝を重ねて行ったところ、これに対して、全国で小泉靖国参拝違憲訴訟が提訴された。そのうち、福岡地裁2004(平成16)年4月7日判決(九州山口訴訟第一審判決)は、政教分離規定は過去の弊害の反省から信教の自由の保障を確実にするために設けたとし、信教の自由、宗教的人格権、平和的生存権侵害による国及び小泉元首相に対する損害賠償請求を退けたが、判決の中で、靖国神社の沿革及び性格、参拝に至る経緯、参拝の状況等、本件参拝後の状況に分けて詳しく事実を認定した上、首相の参拝を憲法20条3項に違反すると判断した。

(7) 砂川空知太神社訴訟(最高裁2010(平成22)年1月20日大法廷判決)

市が空知太連合町内会に対し、市有地を無償で神社施設の敷地として利用提供してきた行為が憲法20条1項、89条に違反するかが争われた事件において、最高裁は、憲法89条は、「公の財産の利

用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される」とし、「国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地として利用に供する行為は、一般的には、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、憲法 89 条との抵触が問題となる行為である。もっとも、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されるといっても当該施設の性格や来歴、無償提供に至る経緯、利用の態様等にはさまざまなものがありうることを容易に想定される。」「そうすると、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が、前記の見地から、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法 89 条に違反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である」との判断枠組みを示し、違憲と判断した。

(8) 那覇孔子廟訴訟（最高裁 2021（令和 3）年 2 月 24 日大法廷判決）

那覇市が管理する都市公園内に設置された孔子廟の公園使用料について、那覇市長がこの施設を管理する一般社団法人久米崇聖会に対して全額免除した行為が政教分離規定に違反するとして提起された訴訟において、最高裁は、国又は地方公共団体が、国公有地にある施設の敷地の使用料の免除をする場合においては、「当該免除が当該施設の性格や当該免除をすることとした経緯等には様々なもの

があり得ることが容易に想定されるところであり、例えば、一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても、同時に歴史的、文化財的な建造物として保護の対象となるものであったり、観光資源、国際親善、地域の親睦の場などといった他の意義を有していたりすることも少なくなく、それらの文化的あるいは社会的な価値や意義に着目して当該免除がされる場合もあり得る。これらの事情のいかんは、当該免除が、一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきものと言える。そうすると、当該免除が、前記諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて、政教分離規定に違反するか否かを判断するに当たっては、当該施設の性格、当該免除をすることとした経緯、当該免除に伴う当該国公有地の無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である」とし、本件施設の性格、本件免除の経緯、本件免除に伴う無償提供の態様、一般人の評価について、それぞれ具体的に検討して、公園使用料を免除した行為が憲法20条3項の宗教的活動に該当すると判断した。

2 最高裁の判断枠組み

最高裁は、津地鎮祭判決において、いわゆる目的・効果基準を採用したとされ、憲法20条3項の「宗教的活動」にあたるかだけでなく、以後、公金の支出や公的財産の使用が憲法89条前段に反するか、また、憲法20条3項の「宗教上の組織若しくは団体」にあたるかどうかという判断もこの目的・効果基準によって一元的に判断してきた（甲18、17頁）。

そして、最高裁は、津地鎮祭訴訟以降、一元的に用いられてきた目的・効果基準ではなく、砂川空知太訴訟において「総合的判断」の枠組みを採用し、これを那覇孔子廟訴訟においても踏襲したとして、この「総合的判断」による審査手法が政教分離規定違反に関する主たる判断手法になったと評されている。

3 学説について

(1) 判例理論について

最高裁が津地鎮祭判決において採用した基準は、アメリカの判例において採用された目的・効果基準（①問題となった行為が世俗的目的をもつものかどうか、②その行為の主要な効果が、宗教を信仰し又は抑圧するものかどうか、③その行為が宗教との過度のかかわり合いを促すものかどうかという三要件を個別に検討し、一つの要件でもクリアできない場合には、当該行為を違憲とする）のうち、③宗教との過度のかかわり合いという要件が明示されず、また、3つの要件を個別に検討するという手法も取られていないという指摘がなされている（「憲法」第四版、芦部信喜著・高橋和之補訂、岩波書店刊154頁）。

(2) 主な学説

学説は、政教分離原則に反するかを判断するにあたって、目的・効果基準を厳格に適用することを条件にそれを全面的に肯定する見解と、これを全面的には目的効果基準を用いることを否定する見解であり、後者においては、様々な説が提唱されているが、主に以下のような説が提唱されている。

ア 判例の採用する目的効果基準論を前提とするが、それを厳格解釈すべきと主張する説（従来の通説）

イ 目的効果基準論に変えて、厳格な分離に適合するような新たな

別の基準を提唱する説（小林武説）

ウ 分離のみでなく非優遇原則の視点を入れることを主張する説
や無宗教・諸宗教に対して平等に取り扱っているかを精査すべきとする説（野坂泰司説）

エ 象徴的結合論とエンドースメント・テストを参考にして、政教分離原則を解釈すべきとする説（小泉洋一説）

オ 政教分離規定は憲法規範の定立時の特殊的解決を普遍的原則化したものだとする説（佐々木弘通説）

カ 目的・効果基準のいう一般人の判断にあたっては、社会の構成員の多数派ではなく宗教的な少数派の視点を重視しなければならないとする説（学説の通説的見解）

4 本件における判断枠組み

（１）本件で問題となる行為

本件は、山口県を代表する地位にある知事が、護国神社が主催する春季慰霊大祭に公務として参列し、玉串拝礼による参拝をして、死者を「御英霊」などと呼称して挨拶をした行為を問題としている。本件で問題としている知事による県護国神社への公務としての参拝について、憲法違反を問う訴訟はこれまで提起されていない。したがって、本件で依拠すべき判断枠組は前例として提示されていないということは理解されなければならない。

（２）本件における判断枠組み

そのうえで、本件で問題となっている行為は、「国家が自ら宗教的活動を行う場合」のうち、国又は地方自治体を代表する地位にある公務員が宗教的性格のある行事に参列することが政教分離規定と適合するかが問題となっている場面であり、そのかわり合いの程度は直接的である。したがって、それが相当とされる限度を超

えるかどうかの審査は厳格になされなければならない。

前述のとおり、最高裁は、津地鎮祭判決以降、いわゆる目的・効果基準に沿って政教分離原則の審査を行なってきたが、砂川空知太神社訴訟、那覇孔子廟訴訟において、これまでのいわゆる目的・効果基準ではなく「総合的判断」の枠組みにより審査を行なったと評価されている。もっとも、従来の目的・効果基準も総合的判断を行っていること、最高裁では問題となる行為の目的と効果について検討していることからすれば、ある行為が政教分離原則に抵触するかは、依然としてその目的・効果がどのようなものであるかの検討は重要というべきである。より重要なことは、目的・効果の判断の中でどのような事情を考慮し、これをどのようにして判断していくかである。以下では、本件で採用されるべき判断枠組みを目的・効果基準の厳格適用と呼び、その内容について述べる。

(3) 目的・効果基準の厳格な適用の内容

ア 目的判定

最高裁の判例では、目的・効果基準における目的判定の主観的要素として、①当該行為に対する一般人の宗教的評価、②当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度があげられている（愛媛玉串訴訟）。これらの要素を判断するにあたって、①の一般人の宗教的評価にいう「一般人」の概念は、政教分離の趣旨からして、多数を意味するものではなく、少数者の観点を包含した一般人であること、②の当該行為者が当該行為を行うについての意図・目的及び宗教的意識の有無、程度は行為者の内面的な感情の有無や濃淡によってのみ判断されるべきではなく、その行為の態様等との関連において客観的に判断されるべきである。

イ 効果判定

最高裁判例における目的・効果基準の効果については「宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等」を問題としているが、その考慮要素が明確ではない。この点について、政教分離原則が伝統的な人権としての信教の自由と密接不可分の関係にあり、特定の宗教を信じない自由、特定の宗教を受け入れるよう働きかけられない自由、特定の宗教の布教や誘導を受けない自由、宗教的な意味付けや宗教的評価を加えられない自由を保障するものであることを考えると、問題となる行為により、特定の宗教を特別視しているか、他の宗教より優越的地位の付与の印象を生じさせたか、関心が喚起されたか、結びつきが緊密化しているかを先に述べた少数者の観点を包含した一般人の観点から検討すべきである（甲18、38頁）。

5 被告の主張について

（1）判断枠組み

ア 被告は、津地鎮祭判決（最判1977（昭和52）年7月13日）において、採用されたいわゆる目的効果基準、砂川空知太神社事件（最判2010（平成22）年11月20日）が示した「総合的判断」、白山比咩神社事件（最判2010（平成22）年7月22日）事件の判示や解説を引用し、最高裁の判旨・流れからすると、「宗教的性格のある行事に首長が参加したという本件のような類型にあっては、前記の中核的・基底的な判断枠組みによる判断をするにあたっては、諸般の事情を考慮しつつも、首長の行為の目的及び効果を主要な考慮事情として勘案すべき」ということになろうと主張している。

イ しかしながら、被告の提示する判断枠組みは、諸般の事情が何

なのか、これらをどのように考慮すべきかが明らかではないし、仮に、被告の主張が行為を行った首長である山口県知事たる村岡知事の「主観的」な目的及び意図した効果を重視すべきという趣旨であるとすれば、それは、憲法の定める政教分離規定をないがしろにすることとなるから妥当ではなく、その主観的な目的・意図についても、あくまで客観的態様から判断されるべきである。

(2) 社会的儀礼論

ア 被告は、村岡知事は慰霊大祭に多数の遺族が参列する援護事業の関係者である山口県遺族連盟からの案内を受け、戦没者及び遺族に対して、弔意、哀悼の意を表する目的をもって、「社会的儀礼」として出席し、「社会的儀礼」という世俗的な目的として参拝・玉串拝礼を行った、と主張している(被告第2準備書面第1の3(1)イ、ウ等)。また、挨拶の中で、死者を「英霊」と呼んだことも、式典での戦没者の呼称にならったにすぎず、これも「社会的儀礼」とであると主張している。

イ 被告が主張するのは、ある行為が「社会的儀礼」と認定されれば、その行為は政教分離原則に違反しないという社会的儀礼論であると考えられる。

この社会的儀礼論については、①社会的儀礼かどうかを判断する基準が明確には示されていない、②社会的儀礼論が異なる文脈で用いられている、③社会的儀礼論の有用性に疑問が呈されているという問題がある(甲18、2頁、)。したがって、被告が主張するように、ある行為を「社会的儀礼」として政教分離原則に違反しないというのであれば、社会的儀礼論が政教分離原則違反の判断においてどのように有用であることを示し、本件においてもその有用性が認められることを示したうえ、どのような判断

基準をもって社会的儀礼と言えるのかを示すべきである。

ウ しかしながら、被告は、これらの点について何ら言及することなく、本件参拝及び挨拶が社会的儀礼であると主張するのみである。被告の主張する社会的儀礼論は、その正当化根拠が明らかではなく、判断基準も不明確で、国家と宗教とのなれあいを許容する口実として利用される懸念があることから、政教分離原則の判断において採用すべきではない。

エ ところで、護国神社は、「家族に言い換えれば、家族を守り養われてこられた御先祖をお祭りしてある仏壇や神棚や祭壇と同じであり、単なる神道宗教施設」ではなく、「戦没者慰霊祭への参拝は、社会通念上最も大切な儀礼であり、政教分離の原則に反しない」と言った見解があり、村岡知事は、そうした見解を有する山口県議会議員からの質問に対し、「戦没者及びご遺族に対して、弔意、哀悼の意を表するため、県護国神社慰霊大祭に出席させていただいている」旨を答弁している（甲 19）。しかしながら、護国神社が憲法 20 条 1 項後段にいう宗教団体にあたることは明らかであり、最高裁においてもその旨認定されており（愛媛玉串訴訟大法廷判決）、被告もこの点については特に争っていない。

（３）白山比咩神社判決

ア 被告は、白山比咩神社事件（最判 2010（平成 22）年 7 月 22 日）が、市長の行為の目的について、市長が「地元の観光振興に尽力すべき立場にあり」、「観光振興的な意義を相応に有する事業の奉賛を目的とする団体」の発会式に「来賓として招待されたのに応じて、これに対する市長としての社会的儀礼を尽くす目的で行われた」と認定して、政教分離規定違反と判断しなかったことを指摘し、かかる判示が、山口県知事は戦没者の慰霊に関す

る業務及び戦没者遺族の援護に関する業務を行う立場にあるところ、戦没者の慰霊や戦没者遺族の援護事業を行っている山口県遺族連盟から、本件慰霊大祭の案内を受け、知事としての社会的儀礼を尽くす目的で行われた参拝・挨拶した本件と共通するとして、この点からも、村岡知事の行為が政教分離規定に反するものではないことは明らかといえと主張している（被告第4準備書面）。

イ 白山比咩神社事件は、石川県白山市長が、白山市内にある白山比咩神社の鎮座2100年を記念する大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする団体の発会式に出席して祝辞を述べた行為が憲法20条3項に違反するかが争われた事件であり、最高裁は、当時市長の職にあった者が本件発会式に出席して祝辞を述べた行為は、市長が地元の観光振興に尽力すべき立場にあり、本件発会式が上記のような観光振興的な意義を相応に有する事業の奉賛を目的とする団体の発会に係る行事であることも踏まえ、このような団体の主催する当該発会式に来賓として招かれたのに応じて、これに対する市長としての社会的儀礼を尽くす目的で行われたものであり、宗教的色彩を帯びない儀礼的行為の範囲にとどまる態様のものであって、特定の宗教に対する援助、助長、促進になるような効果を伴うものでもなかったというべきであるとして、これらの諸事情を総合的に考慮すれば、市長の上記行為は、宗教とのかかわり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと判断した。

ウ 上述のとおり、白山比咩神社事件の最高裁判決は、地元の観光振興に尽力すべき立場にある市長が、観光振興的な意義を相応に有する事業の奉賛を目的とする団体の発会に係る行事に出席し、祝辞を述べた行為について、これが政教分離原則に違反しないと判断したものである（甲 18 稲先生意見書、11 頁）。他方、本件は、山口県知事が宗教施設である山口県護国神社において、宗教団体たる山口県護国神社が行う春季慰霊大祭という宗教的行事に参加して、玉串拝礼を行ったうえ、挨拶をしたというもので、白山比咩神社事件とは全く事案が異なる。

エ したがって、純然たる宗教儀式である春季慰霊大祭に参列して、玉串拝礼を行い、「散華された御英霊の尊い犠牲」「御英霊の御加護」「御英霊の永久なる安らかなご冥福」といった挨拶を春季慰霊大祭において行った行為を、「観光振興的な意義を相応に有する事業の奉賛を目的とする団体の発会に係る行事」に出席し、祝辞を述べた行為を合憲と判断した白山比咩神社判決に依拠して、政教分離原則に違反しないと主張することは誤っている。

第 3 村岡知事による参拝・挨拶が政教分離原則に反すること

1 はじめに

以上をふまえ、山口県知事である村岡知事が、公務として護国神社を参拝し、挨拶をしたことが政教分離の原則に違反するか否かを検討する。

2 本件参拝・挨拶の目的が宗教的意義を有すること

（1）行為の場所

本件では、山口県護国神社という宗教施設において、本件参拝及び挨拶が行われた。

(2) 一般人の宗教的評価

ア 春季慰霊大祭の主催者は、憲法20条1項にいう宗教団体である山口県護国神社である。神社神道においては、祭祀を行うことがその中心的な宗教上の活動であるとされており、慰霊大祭は、神道の方式に則って行われる儀式を中心とする祭祀であり、各神社の挙行する恒例の祭祀中でも重要な意義を有するものと位置付けられている（愛媛玉串訴訟大法廷判決）。本件参拝及び挨拶の行われた場所、その主催者、宗教的儀式の重要性からすれば、県知事が特定の宗教団体の挙行する重要な宗教上の祭祀に関わりあいを持ったことは明らかである。

イ そのような本件慰霊大祭に参列して神道の方式に則った玉串拝礼を行い、「御英霊」という語を用いて挨拶する行為は、一般人にとって、宗教的意義が希薄化し慣習化したものと評価しているということとはできない。このことは、以前から山口県議会議員から知事による公務参拝が違憲である旨指摘されていること、原告を含む県民が本件参拝を行わないように申し入れをしていたこと（甲8）、及び他県においては知事による護国神社の参拝を政教分離原則に抵触する可能性があるとして差し控えていること（甲9）からも明らかである。

(3) 当該行為者の意図・目的及び宗教的意識の有無・程度

ア そして、村岡知事は、宗教施設である山口県護国神社において、神道の方式に則って行われる儀式を中心とする祭祀である慰霊大祭に参列し、玉串拝礼という神式に則った拝礼を行っていること、その挨拶において「御英霊」等といった神社神道の思想に沿った挨拶をしていることからして、これらの行為が宗教的意義を有するものであるという意識を有しないと解することは不

可能である。本件参拝が宗教的意義を有するとの意識を有していることは、村岡知事が防府天満宮における奉納行事を政教分離原則に言及して出席を見送っていることから裏付けられる。

イ この点に関し、被告は、本件参拝は山口県が援護事業を委託している山口県遺族連盟からの招待を受け戦没者の慰霊及び遺族への慰藉という世俗的な目的で行われたと主張している。しかし、明治維新以降国家と神道が密接に結び付き種々の弊害を生じたことにかんがみ政教分離規定を設けるに至ったなどの憲法制定の経緯にかんがみれば、一定数の者が県知事の護国神社への参拝を望んでおり、援護事業の委託先である山口県遺族連盟からの案内があったからといって、山口県と護国神社のかかわり合いが相当とされる限度を超えていないということにはならない。そして、戦没者の慰霊及び遺族の慰藉は、特定の宗教とのかかわり合いを持つ形でなくともこれを行うことができ、現に山口県内では市が主催する追悼式が行われており、他県においても同様の形式でこれらの追悼式が行われており、これらの追悼式と山口県護国神社における参拝が同様のものと評価されているとは言えない。

ウ そして、被告の主張するように本件参拝及び挨拶が委託先である山口県遺族連盟の案内を受けての社会的儀礼の目的であるというならば、山口県が行う援護事業と本件参拝・挨拶がいかなる関連性を有しているかを検討したうえ、その援護事業実施のため本件参拝・挨拶の必要性が認められることが必要である。しかるに、戦没者の追悼については、本件参拝・挨拶以外の方法によっても可能であるから、本件参拝・挨拶を行う必要性がない。

3 一般人に与える効果・影響等

上記2で述べたとおり、村岡知事は、宗教団体である山口県護国神社が執り行う、宗教施設における神社神道における重要な祭祀である春季慰霊大祭に参列し、神道の方式に則った玉串拝礼を行い、挨拶において死者を「御英霊」と繰り返し呼称したのであるから、この行為は宗教的意義がある。村岡知事は、山口県が主催する戦没者の追悼式を行わず、また、他の宗教団体によるこれらの行事に参列した形跡もない。県民の中には、県知事の参拝を求める声がある一方で、これが違憲であると指摘する県議会議員や、原告らのように神道を信仰しない県民からの本件参拝への中止を要請する声がある中で、公務による参拝を選択したのであるから、本件参拝は、神道を信仰せず公務参拝に賛成しない原告らのような県民は是認されないというメッセージを発した。遺族会の会員の減少が続いており、そのことについて支援を求める声がある中で（甲19の1）、村岡知事は本件参拝を行ったのであるから、護国神社を支援した。したがって、本件参拝・挨拶は、宗教的少数者の観点も含めた一般人にとって、戦没者追悼という場面において、護国神社が特別な存在であり、他の宗教より優越的であるとの印象を生じさせ、護国神社への関心を喚起した。

そして、山口県においては、長年、知事又は副知事が山口県護国神社に公務として参拝しており、本件訴訟が提起された後も、村岡知事は山口県護国神社を公務として参拝している。これは、戦没者の追悼という場面において、山口県と護国神社の象徴的な結びつきを緊密化させた。

4 小括

以上のとおり、村岡知事が公務として山口県護国神社の主催する本件慰霊大祭に参列し、玉串拝礼を行なったうえ、「御英霊」などと言って挨拶をした行為は、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当

とされる限度を超えるものであり、憲法 20 条 3 項の「宗教的活動」に該当する。

第 4 結 論

よって、村岡知事が、公務として山口県護国神社を参拝し、挨拶を行ったことは、村岡知事が憲法 20 条 3 項にいう「宗教的活動」を行ったものであり、政教分離原則に違反する違憲・違法なものであり、これに出席するために公費を支出したことも憲法 89 条に違反する。

以 上